令和８年度　道路占用物件・屋外広告物適正化業務仕様書

１　道路占用物件・屋外広告物適正化業務の実施については、この仕様書及び札幌市職員（以下「監督員」という。）の指示に基づき行うこと。

２　業務の概要

本業務では、本市が管理する市道又は道道の道路上に設置又は掲出されている占用物件及び、道路上又は私有地内に設置されている屋外広告物の適正化を図るため、掲出物件の測量を行い、基礎資料を作成する。

当該基礎資料を基に監督員の判断に基づき指導文書等を作成し、道路占用許可及び屋外広告物設置許可を得ることなく不法に当該物件を設置又は掲出している者に対し、許可可能物件については許可申請を促す指導文書等を、これ以外の物件については改修・撤去等を促す指導文書等をそれぞれ手渡すとともに、内容等の説明を行うものである。

なお、本仕様書で定める様式類及び報告書の書式については、別に定めたものとする。

３　履行期間

契約締結日から令和９年３月23日まで

４　業務対象区間

本業務の実施対象区間及び区域（以下「業務対象区間」という。）は、別紙１（中央区）及び別紙２（厚別区）のとおりとする。

※　現地調査対象物件数は1,200件、現地指導対象者数は100者を想定

５　業務内容

業務内容については以下のとおり。各項の作業にあたっては「適正化業務作業要領」（別紙３）に基づいて行うこと。

⑴　事前調査

業務の実施にあたり、事前に業務対象区間及び区域の土地建物の状況、物件の概要を把握し、必要な作業計画を策定し監督員に提出する。

⑵　業務周知活動

作業計画を策定した後、対象区間の住民等の理解と協力を得るため、所定の広

報資料等を作成し、事前に対象区間の住民等に戸別配布するとともに、当該業務の目的を説明する。

⑶　現地調査

業務対象区間において、別表１に掲げる対象物件について測量機器等を用いてデータ等の収集を行い、必要事項を調査する。

調査結果については、所定の様式により資料を作成のうえ、監督員に報告する。

※ 別表２に掲げる物件については、本業務の対象外となるため留意すること。

⑷　現地説明

現地調査の結果に基づき、監督員が指導を要すると判断したものを対象に指導文書等を作成し、監督員の確認を受けた後、指導対象者に手交し、内容等の説明を行う。なお、指導状況については、所定の様式により個別に記録し、作業日ごとに監督員に報告する。

⑸　業務結果報告（資料整理・作成作業）

本業務で作成した資料を整理し、業務対象区間ごとに指導状況を取りまとめ、報告用資料を作成のうえ、監督員に提出する。

６　提出書類

⑴　契約後速やかに提出を求めるもの

・業務着手届

⑵　作業開始までに提出し、承認を得るもの

・業務計画書（実施方法、工程表、連絡体制、その他必要事項を記載）

・身分証明書交付願（業務の従事に係る証明書の交付のため）

⑶　状況把握のため毎月提出を求めるもの

・個人情報取扱状況報告書（個人情報の取扱いに関する安全管理対策の実施状況に係る月報）

⑷　完了時に提出を求めるもの

・業務完了届

・成果品目録及び成果品

7　成果品

・「道路占用物件及び屋外広告物適正化業務完了報告書」（様式ｃ）及び業務により作成した台帳等、正・副各１部

・DVD（上記の電子データ）、正・副各１枚

・その他業務上作成したもので本市が指示するもの

【※ 業務により作成した台帳等】

・「調査物件措置分類調書」（作業要領　様式ａ－３）

・「占用・屋外掲出物件個別台帳」（作業要領　様式ａ－４）

・「占用・屋外掲出物件建物別台帳」（作業要領　様式ａ－５）

・「戸別説明記録簿」（作業要領　様式ｂ－３）

・「占用物件個人別調書」（作業要領　様式ｂ－４）

・「屋外広告物個人別調書」（作業要領　様式ｂ－５）

8　納品場所及び検査場所

成果品は札幌市建設局総務部道路管理課及び業務対象区間を管理する区土木部維持管理課へ納品すること。（正を道路管理課、副を区土木部維持管理課へ納品）

なお、完了検査については、道路管理課職員が納品場所にて行う。

9　連絡先

・札幌市建設局総務部道路管理課　（担当：安田）

住所：札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所６階

電話：011-211-2452

・札幌市中央区土木部維持管理課（中央区土木センター）

住所：中央区北12条西23丁目　Ｓ．Ｄ．Ｃ．北12条ビル

電話：011-614-1800

・札幌市厚別区土木部維持管理課（厚別区土木センター）

住所：厚別区厚別町下野幌45の39

電話：011-897-3800

10　環境配慮

⑴　この業務の遂行にあたっては、再生紙を活用するなど、環境に最大限配慮すること。

⑵　打ち合わせ時や現地調査等にあたっては、公共交通機関の優先利用、自動車の乗合い、走行ルートの短縮化、共同運行等に努めること。

⑶　備品等の必要最低限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達に心がけること。

11　個人情報の保護

個人情報の取扱いに関して、別記１「個人情報取扱安全管理基準」に適合していること。また、本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う際には、別記２「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守すること。

12　その他留意事項等

⑴　本業務において現地作業を行わなければならない場合は、本市が貸与する腕章及び本市が発行する身分証明書を常に携行すること。また、原則として歩道上作業とし、私有地に立ち入る場合は事前に土地所有者又は管理者の承諾を得たうえで必要最小限度の立ち入りとし、歩行者等の通行の支障とならないよう十分配慮するとともに、占用者又は設置者や沿道住民等の質問、苦情等に対しては親切丁寧に対応し、監督員に報告すること。なお、調査のための立ち入りについて了解が得られない場合は監督員に報告し、指示を仰ぐこととする。

⑵　本業務の実施にあたっては、その工程、方法、内容等について、常に監督員との連携を図り、必要に応じて打合せを行うこと。

⑶　本業務を実施する者は、服装、言動等に十分配慮し、監督員の指示に基づき従事する者であることを常に自覚し、品位を保つよう努めること。

⑷　本業務に必要な資料（道路台帳図、道路占用許可台帳、屋外広告物許可台帳等）の提供を受ける際は、監督員の指示等に従うこと。また、その取扱いについては、目的以外には使用せず、第三者へのデータの漏えいや紛失が無いよう適切な管理を行うこと。

⑸　本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方協議の上、決定する。

（別表１）

対象物件

１　道路占用物件

⑴　突出看板（上空）
⑵　フラッグ（上空）（突出看板扱い）
⑶　広告板（上空）
⑷　可動看板（路上、折看板等を除く）（高さ1.2mx幅0.6mx厚さ0.5m以下で容易に移動可能なもの）
⑸　店頭標識（路上、上空）（サインポール類）
⑹　投光器（上空）
⑺　日（雨・雪）よけ（上空）
⑻　ごみ収集箱（※）
⑼　立看板（※）
⑽　拝看板（折り看板）（※）
⑾　のぼり旗（土台のみが設置されている場合を含む）（※）
⑿　ワゴン、商品台（※）
⒀　テーブル、いす（※）
⒁　その他上記に類する物件
※の物件については、占用面積のみ測量を行うものとする。

２　屋外広告物

⑴　屋上広告物
建築物の屋上に掲出されるもの又は屋上に設置された工作物に表示されるもの。
⑵　壁面広告物
「突出広告物」を除き、建築物又は工作物の壁面に表示又は設置されるもの。
※今回業務については「外壁」「エントランス」「１階の窓」に設置されたもののみ対象とする。
⑶　突出広告物
建築物の壁面から突出して設置されるもの（「袖看板」と言われることもある）。
⑷　地上広告物
地中に基礎を設けるなどして、地上に固定して設置されるもの。
⑸　可動看板（路上、折看板等を除く）
折看板（おがみ看板）等の不安定なものでないこと。

（別表２）

対象外物件

１　道路占用物件

自立式看板
広告柱（三角柱、四角柱）
自動販売機
フラワーポット　車両乗上台
家屋三和土
その他上記に類する路上物件

２　屋外広告物

管理用広告物
自己の管理する土地・物件に管理の必要に基づき掲出する広告物
（おもに注意喚起を目的とする内容の広告物）

【別記１】

個人情報取扱安全管理基準

１　個人情報の取扱いに関する保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する保護管理者を設置すること。

２　管理区域の設定及び安全管理措置の実施

(1) 個人情報を取り扱う管理区域を明確にし、当該区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

(2) (1)で設定した管理区域について部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。

(3) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。

(4) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

３　セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

(2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

(3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。

(4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。

(5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。

(6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。

(7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫等にて保管すること。

(8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。

(9) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成すること。

(10) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。

(11) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

４　事件・事故における報告連絡体制

(1) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から保護管理者への報告連絡体制を整備していること。

(2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

5　情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮すること。

6　関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

7　定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ、随時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

【別記２】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第２条　受託者は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第３条　受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受託者は、保護管理者を変更する場合、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

４　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

５　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

３　受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第５条　受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

４　受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）
第６条　受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
２　受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
３　受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
(1) 再委託先の名称
(2) 再委託する理由
(3) 再委託して処理する内容
(4) 再委託先において取り扱う情報
(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
４　受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
５　委託者が第２項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
６　委託者が第２項から第４項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
７　前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）
第７条　受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第８条　受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）
第９条　受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
(2) 組織体制の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
(3) 従業者の監督・教育を行うこと。
(4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5)外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第１０条　受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）
第１１条　受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）
第１２条　受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
２　受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
３　受託者は、前２項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
４　受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１３条　受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

（監査及び調査）
第１４条　委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
２　委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１５条　受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

２　受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

３　委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１６条　委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

２　受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１７条　受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

（別紙１）

業務対象区間及び区域（中央区）

① 業務対象区間及び区域については上記地図データの赤線沿線（約１㎞）を目安とし、発注者の指示に従うこと。

② 上記地図データの建物等はあくまで目安であり、調査実施日に実際に当該路線に面して存在する建物等（駐車場及び当該場所にある貸し看板等を含む）を対象とする。

（別紙２）

業務対象区間及び区域（厚別区）

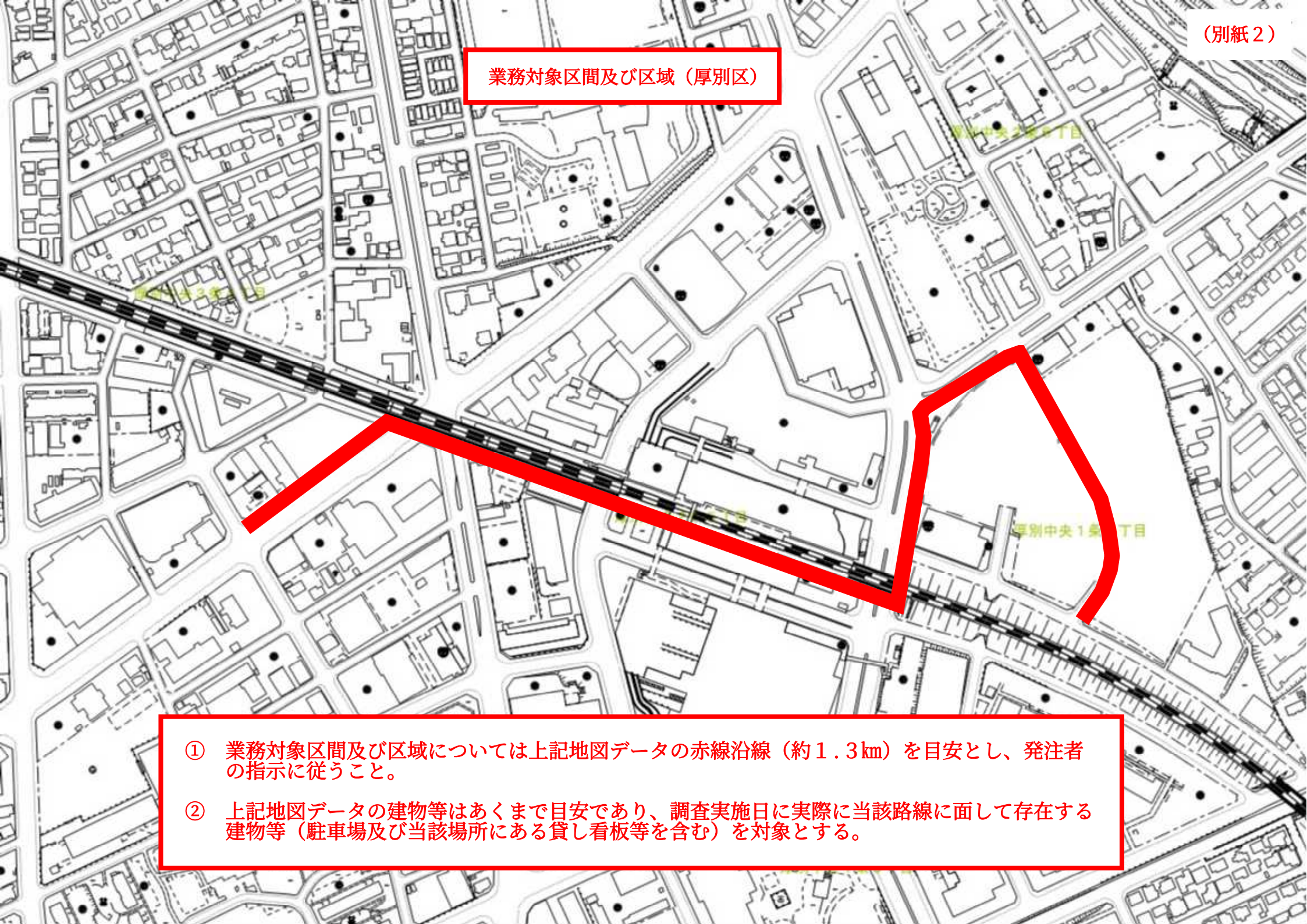

① 業務対象区間及び区域については上記地図データの赤線沿線（約１．３㎞）を目安とし、発注者の指示に従うこと。

② 上記地図データの建物等はあくまで目安であり、調査実施日に実際に当該路線に面して存在する建物等（駐車場及び当該場所にある貸し看板等を含む）を対象とする。

（別紙３）

適正化業務作業要領

１　事前調査

⑴　現地踏査

業務の実施にあたり、事前に現地踏査を実施し、業務対象区間の土地建物の状況、物件の概要を把握し、必要な作業計画を立て、業務実施前までに監督員に報告すること。

⑵　道路占用及び屋外広告物に係る許可状況の確認

作業計画の報告時、監督員から許可申請データである「道路占用許可台帳」及び「屋外広告物許可台帳」を受領し、調査対象物件のうち、すでに許可を受けている物件について許可状況を確認すること。

２　業務周知活動（広報資料戸別訪問配布）

⑴　周知方法

業務対象区間（別紙１及び別紙２）の住民等の理解と協力を得るため、本業務の周知活動として、下記の広報資料及びパンフレットを作成し、業務対象区間の建築物に戸別配布するとともに調査の目的を説明する。

【作成・戸別配布資料】

① 広報資料

・「道路占用物件及び屋外広告物適正化事業の実施について（お願い）」
（中央区：様式ａ－１－１　厚別区：様式ａ－１－２）

② パンフレット２種類

・「道路上に物件を設置する場合は「道路占用許可」が必要です！！」
（中央区・厚別区　共通：様式ａ－１－３）

・「屋外広告物の掲出には許可申請が必要です。」
（中央区・厚別区　共通：様式ａ－１－４）

⑵　報告

広報資料及びパンフレットの配布状況について、周知活動終了後「広報資料配布報告書」（様式ａ－２）により、監督員に報告すること。

3　現地調査

⑴　対象物件

本業務の対象物件は、業務対象区間に設置又は掲出されている仕様書別表１「対象物件」に掲げるもの（以下「調査対象物件」という。）とする。

なお、仕様書別表２「対象外物件」に掲げるものについては、本業務の対象外となる物件のため、留意すること。

⑵　調査事項

調査対象物件について、次の事項を調査する。

ア　物件の所在地

イ　物件の所有者または管理者の住所、氏名及び電話番号

ウ　物件の面積（表示面積を含む）及び表示内容等

エ　物件の構造及び寸法

オ　道路境界からの距離、出幅、路面からの高さ（道路占用物件のみ）

カ　不法占用確認時期

キ　看板類の照明器具の有無

ク　建物の１壁面の面積及び高さ（物件が設置されている壁面）

ケ　その他本業務に必要な事項

⑶　調査対象物件等の測定

調査対象物件及び調査対象物件が設置されている土地建物（以下「調査対象物件等」という。）に係る測定にあたっては、事前に現地で境界石標等により道路境界を確認し、適切な測量機器を用いるものとする。

⑷　写真撮影

調査対象物件等については、占用・掲出状況を確認できる方向から写真を撮影すること。

また、調査対象物件が設置されている全ての方角の全景写真を撮影すること。

⑸　調査対象となる土地建物の範囲

業務対象区間に面する土地建物に関して調査することとし、交差点等の角地等、調査対象となる土地建物が業務対象区間の道路区域外部分に及ぶ場合、当該道路区域外部分についても調査すること。

⑹　調査結果の作成及び報告

上記１「事前調査」時に別途監督員から貸与した「道路占用許可台帳」及び

「屋外広告物許可台帳」のデータ、本業務により得た調査結果を基に、監督員から別途提供される下記の調書等にデータを入力し、監督員に提出すること。

【入力調書・台帳】

①「調査物件措置分類調書」（様式ａ－３）

・調査対象の土地建物ごとに調査対象物件の許可状況及び数量等を入力する。

・上記と併せて、業務対象区間ごとに当該集計値をまとめること。

②「占用・屋外掲出物件個別台帳」（様式ａ－４）

・調査対象者ごとに調査対象物件の状況を整理する。

・撮影した物件の写真を添付すること。

③「占用・屋外掲出物件建物別台帳」（様式ａ－５）

・調査対象の土地建物ごとに調査対象物件の状況を整理する。

・調査対象の建物の写真を添付すること。

４　現地説明

⑴　対象者

現地調査の結果を基に監督員が指導を要すると判断した物件（以下「指導対象物件」という。）の所有者又は管理者（以下「指導対象者」とする。）を対象とする。

⑵　指導文書等の作成及び手交準備

監督員が精査した「占用・屋外掲出物件個別台帳」（様式ａ－４）及び「占用・屋外掲出物件建物別台帳」（様式ａ－５）を受領し、指導対象者ごとに下記⑶のとおり指導対象物件の種類及び状況に応じた指導文書を作成する。

なお、作成した指導文書については、該当する上記「占用・屋外掲出物件個別台帳」とともに個別番号ごとに封筒へ封入（封緘は行わない）し、監督員に提出すること。

⑶　作成する指導文書の種類（指導対象物件別）

①　道路占用に関する物件（要許可申請、基準不適合、敷地外撤去等）

・指導対象全般：「道路占用物件の許可申請又は改修・撤去について」

（中央区：様式ｂ－１－１、厚別区：様式ｂ－１－４）

・要許可申請：「道路占用許可申請書」（様式ｂ－２－１）

② 屋外広告物に関する物件（要許可申請、基準不適合等）

・指導対象全般：「道路占用物件の許可申請又は改修・撤去について」
（中央区：様式ｂ－１－２、厚別区：様式ｂ－１－５）

・要許可申請：「屋外広告物許可申請書」（様式ｂ－２－２）

③ 道路占用及び屋外広告物の許可の対象とならない物件（除却対象）

・「注意書」（中央区：様式ｂ－１－３、厚別区：様式ｂ－１－６）

⑷　説明方法

監督員が精査した指導文書が封入された封筒（以下「指導文書等」という。）を指導対象者に手渡し、内容説明を行う。

なお、指導対象者が遠隔地にあって訪問が困難であることが判明した場合、指導文書等を送付のうえ内容説明を行うこと。また、指導対象者の所在が不明な場合は周囲への聞き取り等による調査を行うものとし、調査を行ってもなお不明である場合は、その取扱いについて監督員と協議すること。

※　現地説明にあたっては、札幌市屋外広告物条例施行規則第17条第１項に定める管理者の資格を満たす者、または、同条第２項に定める法人の場合においては、同項に定める者が行い、また、説明の際は必ず複数名で対応すること。

⑸　結果の整理・報告

指導対象者への指導分書等手交付及び説明状況については、「戸別説明記録簿」（様式ｂ－３）に記録し、作業日ごとに監督員に報告すること。

また、現地の状況が「占用・屋外掲出物件個別台帳」と異なっていた場合は、現地の写真を撮影し、「戸別説明記録簿」により監督員に報告すること。

⑹　説明時におけるトラブル等への対応

上記⑷、⑸の作業において、トラブル等があった場合は、監督員に速やかに報告し、指示を仰ぐこと。

５　業務結果報告（資料整理・作成作業）

⑴　資料整理（ファイリング）

本業務で作成した下記の台帳等について業務結果を踏まえ内容を整理し、業務対象区間ごとに個別番号又は物件番号等に基づきファイリングすること。

【ファイリング対象】

・「調査物件措置分類調書」（様式ａ－３）※個別及び集計分

・「占用・屋外掲出物件個別台帳」（様式ａ－４）

・「占用・屋外掲出物件建物別台帳」（様式ａ－５）

・「戸別説明記録簿」（様式ｂ－３）

⑵　報告関係資料の作成

本業務の指導状況について、業務対象区間ごとに下記の調書及び報告書を作成のうえ、監督員に報告すること。

【業務結果に係る調書及び報告書】

・「占用物件個人別調書」（様式ｂ－４）

・「屋外広告物個人別調書」（様式ｂ－５）

・「道路占用物件及び屋外広告物適正化業務完了報告書」（様式ｃ）

（様式ａ－１－１）

令和　年（　　年）　　月

実施区間沿線の皆様

道路管理者　札幌市

道路占用物件及び屋外広告物適正化事業の実施について（お願い）

日ごろから札幌市行政に対し、市民の皆さまの御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、誰もが安全で快適に利用できる道路環境の整備を目指しております。歩道は歩行者、ベビーカーや車いすなどが通行するほか、電柱や水道管等が設置される場所として多目的に利用される公共空間であるため、道路上（上空・地下を含む）に物件を設置（占用）する場合は、一定の基準を満たした上で、道路法による許可（道路占用許可）を受ける必要があります。

また、屋外広告物については人口の増加、産業の振興とともに、街は賑わいを極め、多数設置されていますが、広告物を無秩序、無制限に放置すれば、良好な景観や風致を損なったり、落下する危険など市民生活の安全性を阻害するおそれもあるため、その設置に関しても、札幌市屋外広告物条例による許可を受ける必要があります。

しかし、現実には許可なく看板、広告物などが掲出されたり、不法に商品や荷物が置かれたり、歩行者等の通行や冬期間の除雪などを妨げるもの、歩行者の安全性を担保できない物件も少なくありません。

そこで札幌市では、本市が実施区間を定めて、道路の正しい利用のＰＲと不法占用物件・不法屋外広告物の解消を目的に、道路占用物件及び屋外広告物適正化事業を実施し、安全で快適な道路の維持に努めております。今年度は、下記のとおり実施する運びとなりましたので、実施区間沿線の皆様にご連絡させていただきます。

記

１　実施期間　令和８年　月 ～ 令和９年３月

２　実施区間　札幌市中央区役所周辺

３　実施内容　道路占用物件・屋外広告物の調査測量、写真撮影

４　担当及びお問い合わせ先

⑴（受託者）

（受託者住所）

（受託者電話番号）

⑵　札幌市中央区土木部維持管理課（中央区土木センター）

中央区北12条西23丁目　Ｓ．Ｄ．Ｃ．北12条ビル　℡011-614-1800

（様式ａ－１－２）

令和　年（　　年）　　月

実施区間沿線の皆様

道路管理者　札幌市

道路占用物件及び屋外広告物適正化事業の実施について（お願い）

日ごろから札幌市行政に対し、市民の皆さまの御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、誰もが安全で快適に利用できる道路環境の整備を目指しております。歩道は歩行者、ベビーカーや車いすなどが通行するほか、電柱や水道管等が設置される場所として多目的に利用される公共空間であるため、道路上（上空・地下を含む）に物件を設置（占用）する場合は、一定の基準を満たした上で、道路法による許可（道路占用許可）を受ける必要があります。

また、屋外広告物については人口の増加、産業の振興とともに、街は賑わいを極め、多数設置されていますが、広告物を無秩序、無制限に放置すれば、良好な景観や風致を損なったり、落下する危険など市民生活の安全性を阻害するおそれもあるため、その設置に関しても、札幌市屋外広告物条例による許可を受ける必要があります。

しかし、現実には許可なく看板、広告物などが掲出されたり、不法に商品や荷物が置かれたり、歩行者等の通行や冬期間の除雪などを妨げるもの、歩行者の安全性を担保できない物件も少なくありません。

そこで札幌市では、本市が実施区間を定めて、道路の正しい利用のＰＲと不法占用物件・不法屋外広告物の解消を目的に、道路占用物件及び屋外広告物適正化事業を実施し、安全で快適な道路の維持に努めております。今年度は、下記のとおり実施する運びとなりましたので、実施区間沿線の皆様にご連絡させていただきます。

記

１　実施期間　令和８年　月 ～ 令和９年３月

２　実施区間　ＪＲ新札幌駅周辺

３　実施内容　道路占用物件・屋外広告物の調査測量、写真撮影

４　担当及びお問い合わせ先

⑴（受託者）

（受託者住所）

（受託者電話番号）

⑵　札幌市厚別区土木部維持管理課（厚別区土木センター）

厚別区厚別町下野幌45の39　℡011-897-3800

道路を占用できる主なものと、その許可基準

	突出看板		広告板		日(雨・雪)よけ	
	歩道	車道 (歩道のない場合)	歩道	車道 (歩道のない場合)	歩道	車道 (歩道のない場合)
高さ	3.0m以上	4.5m以上	3.0m以上	4.5m以上	3.0m以上	
出幅	高さ 3~6m →1.0m以内 高さ 6m以上 →1.5m以内	高さ 4.5~6m →1.0m以内 高さ 6m以上 →1.5m以内	0.3m以内		歩道：歩道幅員の 1/3 以内(最高 1.0m) 車道：1.0m以内とし、公共施設物(電柱・街路灯等)の建築線の内側に設置	
測定図	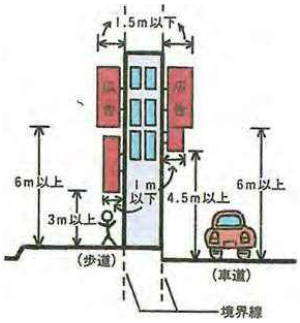		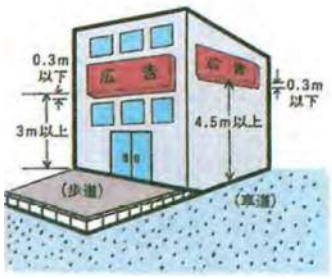		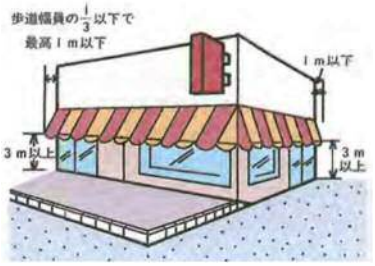	
その他	・建造物壁面からの出幅は取付部を含めた長さ ・形は原則として平板又は箱型で厚さ 0.5m以下 ・看板を独立柱に取付ける場合は、支柱及び基礎部分は道路区域外に設置		・建造物の壁面に固定設置すること		・幅員 9m未満の道路には設置できない ・支柱及び基礎部分は道路区域外に設置 ・広告の表示(自己の名称を除く)や電気施設等を添加することはできない ・路上に商品を置くことはできない	
	・沿道で営業等を行う者が自己の営業所等の名称や商標等を表示する場合に限る					
道路占用料	1 級地	2 級地	1 級地	2 級地	1 級地	2 級地
	5,000 円/㎡/年	3,800 円/㎡/年	7,100 円/㎡/年	5,300 円/㎡/年	2,100 円/㎡/年	1,600 円/㎡/年

	投光器		可動看板	店頭標識
	歩道	車道 (歩道のない場合)	●占用の場所：店舗前の路端から 0.7m 以内 ●規格：脚部を含め高さ 1.2m以下、幅 0.6m以下、厚さ 0.5m以下。容易に移動可能なものとする ●設置数等：1 店舗につき 1 個とし、営業時間外は民地又は建物内に入れる	●占用の場所、規格、設置数等 ・上空突出:突出看板の基準による ・路上設置:可動看板の基準による（円柱形の場合は直径 0.5m以下）
高さ	3.0m以上	4.5m以上		
出幅	高さ 3~6m →1.0m以内 高さ 6m以上 →1.5m以内	高さ 4.5~6m →1.0m以内 高さ 6m以上 →1.5m以内		
測定図	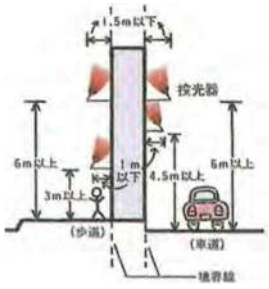		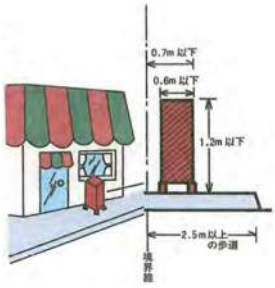	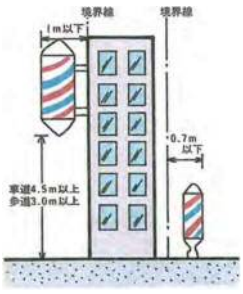
その他	・投光器を独立柱に取付ける場合は、支柱及び基礎部分は道路区域外に設置 ・電灯は白色かつ点滅しないものであること		・折看板（拝み看板）等不安定なものでないこと ・設置できない区域：幅員 9m未満の道路、幅員 2.5m未満の歩道、交差点の側端その他交通に支障のある場所、占用を許可しない区域(札幌駅前通、大通、すすきの地区など)	・商店、会社、商品等の名称を表示しないで、理容院、美容院等の業種を示す標識であること
道路占用料	1 級地	2 級地	1 級地	2 級地	1 級地	2 級地
	2,100 円/基/年	1,600 円/基/年	850 円/個/月	640 円/個/月	1,600 円/個/年	1,200 円/個/年

※1 級地:都心部　2 級地:1 級地以外の地域(市街化調整区域を除く)

注意！

可動看板は、以下の道路には設置することができません。

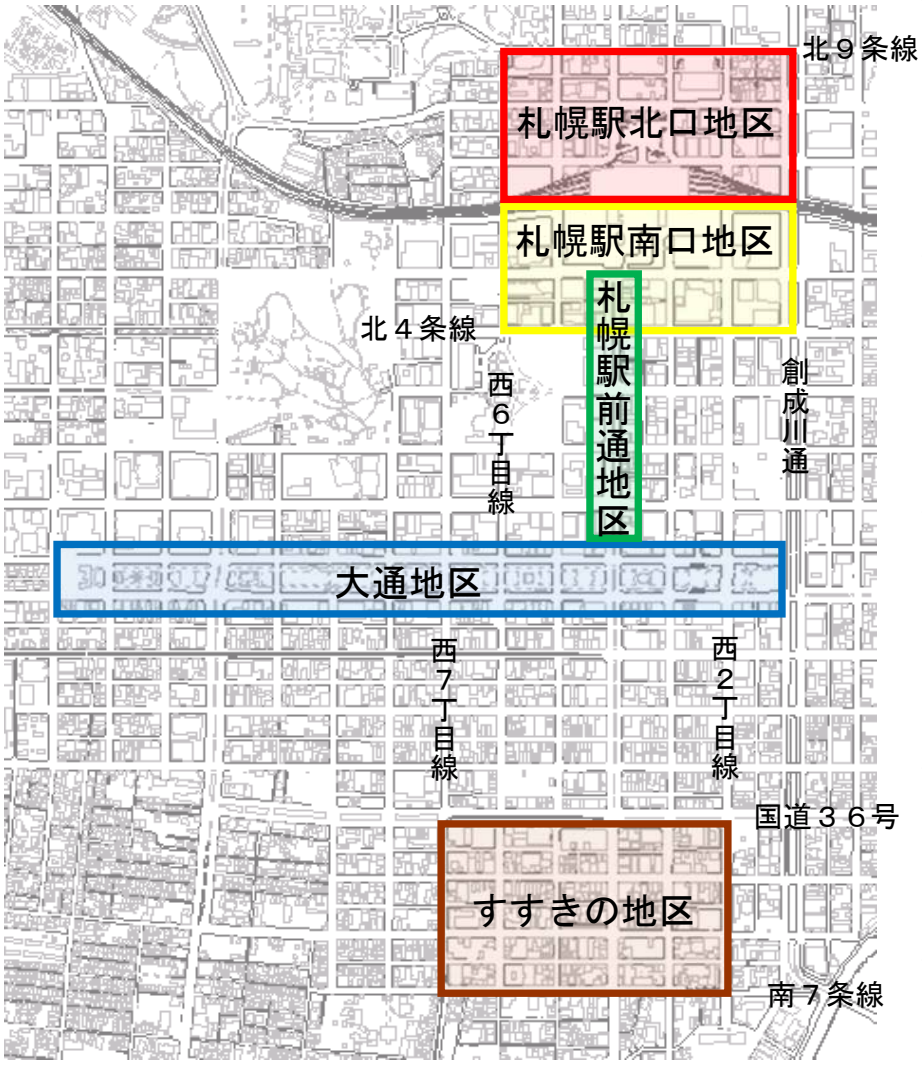

《札幌駅北口地区》
都市計画道路「創成川通」の道路中心線、市道「北９条線」の道路中心線、市道「西６丁目線」の道路中心線及び都市計画都市高速鉄道「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」（連続立体交差事業による高架物）の南側の面に囲まれた区域のうち、国道の区域を除いた区域

《札幌駅南口地区》
都市計画道路「創成川通」の道路中心線、市道「北４条線」の道路中心線、市道「西６丁目線」の道路中心線及び都市計画都市高速鉄道「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」（連続立体交差事業による高架物）の南側の面に囲まれた区域のうち、国道の区域を除いた区域

《札幌駅前通地区》
主要道道札幌停車場線及び一般国道３６号の道路境界から東西それぞれ外側に３０メートルの線、北５条通の南端から大通に囲まれた区域で、主要道道札幌停車場線及び一般国道３６号に面した敷地の範囲とし、大通都市景観形成地区の区域は除くものとする。

《大通地区》
都市計画道路大通の道路境界から南北それぞれ外側に３０メートルの線、創成川通の西端および西１４丁目の東端に囲まれた区域で、都市計画道路大通に面した敷地の範囲

《すすきの地区》
国道３６号及び市道南４条線、市道南７条線、市道西２丁目線並びに市道西７丁目線に囲まれた区域のうち、国道の区域を除いた区域

道路占用許可の申請は、各区土木センターまで！

- 中央区土木センター　℡614-1800　(中)北12条西23丁目 S.D.C.北12条ビル
- 北区土木センター　℡771-4211　(北)太平12条2丁目
- 東区土木センター　℡781-3521　(東)北33条東18丁目
- 白石区土木センター　℡864-8125　(白)本通14丁目南
- 厚別区土木センター　℡897-3800　(厚)厚別町下野幌45の39
- 豊平区土木センター　℡851-1681　(豊)西岡3条1丁目
- 清田区土木センター　℡888-2800　(清)平岡2条4丁目
- 南区土木センター　℡581-3811　(南)南31条西8丁目
- 西区土木センター　℡667-3201　(西)西野290の10
- 手稲区土木センター　℡681-7411　(手)曙5条5丁目

道路占用許可の有無に関わらず、点字ブロックの上に物件を置くことは大変危険です。
絶対にやめましょう。

◆札幌市道路占用のページ URL: http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/senyo/
◆本パンフレットの作成課
札幌市役所建設局道路管理課　℡211-2452　(中)北1条西2丁目 札幌市役所６階

これらの物件はすべての道路上に設置することができません。

のぼり旗

強風などにあおられ、通行人や通行車両にぶつかるなど事故につながるおそれがあります。

立看板等

通行の妨げになり、通行人にぶつかるなど大事故になりかねません。

テーブル・イス

通行の妨げになり、車両からの視界を遮るため大変危険です。

店先の商品陳列

はり紙

はり札

その他設置できない物件：ワゴン･商品台、個人が設置する植木鉢、自動販売機など

～道路はみなさんの財産です～

道路管理者の占用許可を受けずに、道路に放置又は設置された物件は、
次のような場合、**道路管理者が撤去します！**

「道路の構造に損害を及ぼし、又はそのおそれがある場合」
「交通に危険を及ぼし、又はそのおそれがある場合」
のいずれかであって、
・物件の所有者等が、その場にいない場合
・物件の所有者等が、道路管理者による撤去命令に応じない場合

※　撤去・保管等に要した費用は道路管理者から物件の設置者等あてに請求します。
〈道路法第 44 条の 3 第 1 項、同条第 7 項〉

道路(歩道)は歩行者、ベビーカーや車いすなどが安全に通行するための施設です

広告旗、立看板や商品のはみ出し陳列などは通行の妨げになり大変危険です
事故等が発生した場合は、これらの設置者の責任が問われることになります

誰もが安全で快適に通行できる道路にしましょう！

ご存じですか？

道路上に物件を設置する場合は「道路占用許可」が必要です！！

道路占用って何？

道路の占用とは、道路上や上空、地下に一定の施設を設置し、継続して道路を使用することを言います。

なぜ許可申請が必要なの？

道路はみなさんの財産です。共有財産を個人で使用する場合には、許可申請が必要になります。

道路の上空にあるものも許可申請が必要なの？

道路の上空や地下なども含め、設置する場合は道路法の規定に基づき、札幌市長の許可が必要になります。

どんなものが出せるの？料金はかかるの？

2ページへ

道路上に設置することのできる物件の種類やその大きさなど、基準が決まっています。また、道路上に出ている面積や設置期間により料金がかかります。詳しくは２ページをご覧ください。

どこに申請すればいいの？

3ページへ

許可の申請は、物件を設置する場所の区土木センターになります。
各区土木センターの連絡先等については３ページをご覧ください。

道路上に出せないものはあるの？

4ページへ

道路上に設置することができない物件を４ページにまとめていますのでご確認ください。これらの物件を設置する場合は、必ず敷地内に収めるようにしてください。

違反した場合はどうなるの？

4ページへ

道路法に基づき、撤去される場合があります。詳しくは４ページをご覧ください。

札幌市屋外広告物条例について

1. 屋外広告物とは(定義)

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、具体的には広告板、広告塔、広告幕、はり紙、はり札などをいい、個人や法人の名称、商品名や案内等の文字表示によるものから、商標、シンボルマークなどさまざまなものがあります。また、その内容は営利的又は公共的目的かなどの区別は問いません。

2. 屋外広告物の掲出には許可が必要です

広告物の状態を適正に把握し、看板の落下事故などから市民の安全を守るため、また、市の美しい景観を守るためなどの理由により、国の法律に基づき自治体で制定している「屋外広告物条例」で決められています。

3. 屋外広告物許可申請の流れ

※手数料は、許可申請(新規・継続)ごとにかかります。

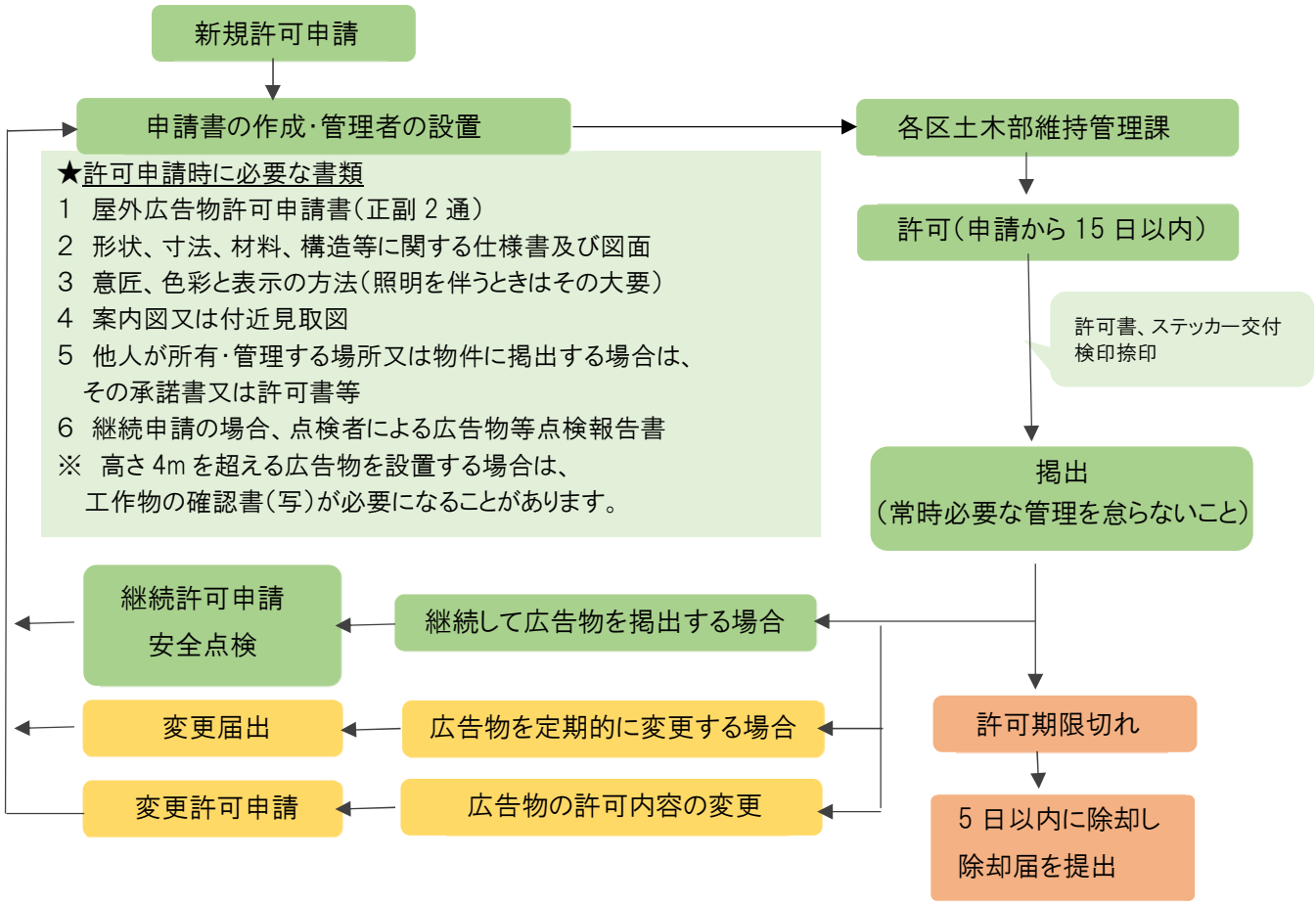

4. 屋外広告物には管理者・点検者が必要です

広告物の安全を確保し、条例の目的の一つである「公衆に対する危害防止」を図るため、原則として、許可を必要とするすべての広告物に対して、管理者の設置が義務付けられています。また、管理者を要する広告物について継続の申請を行う際には、点検者による点検を行い「広告物等点検報告書」を提出することが義務付けられています。この管理者及び点検者は、広告主自らがなることもできますし、広告業者等の専門業者に委託することもできます。

●管理義務

広告物の設置者(広告主)・管理者・点検者・占有者は、落下事故等の防止のため、広告物に関して補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

●10 ㎡を超える広告物の管理者には資格が必要です

広告物1基(1個)あたりの合計表示面積が 10 ㎡を超える広告の管理者になるためには、下記の(1)～(3)いずれかの資格を有していることが必要です。

(1) 国土交通大臣の登録を受けた法人(登録試験機関)が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(「屋外広告士」は、こちらに該当します)

(2) 屋外広告物講習会の課程を修了した者で、かつ、次のア～エのいずれかに該当する者

ア 1級建築士又は 2 級建築士　イ ネオン工事に係る特種電気工事資格者

ウ 第1種から第 3 種までの電気主任技術者免状の取得者

エ 屋外広告物点検技能講習を修了した者

※法人の場合、それぞれの要件に該当する従業員が在職すれば、その法人は資格を有する管理者となることができます。(法人管理者の特例)

(3) 職業能力開発促進法に基づく技能検定のうち、広告美術仕上げの1級に合格した者

●全ての点検者は資格が必要です

広告物の点検者になるためには、資格を有していることが必要です。(資格は、上記管理者の資格(1)～(3)と同様)

※点検者には管理者のような法人特例はありません。資格を満たす個人である必要があります。

※資格要件を満たしていれば、同一人が管理者と点検者を兼ねることができます。

●管理者・点検者の要らない広告物

自家用広告物(下記 5. ※2 参照)で表示面積が 3 ㎡以下のもの、はり紙・はり札・立看板といった簡易な広告物など

5. 屋外広告物許可申請の手数料及び許可期間(抜粋)

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">許可申請手数料</th><th rowspan="2">許可期間</th><th rowspan="2">摘要</th></tr>
<tr><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">広告板
広告塔
など</td><td>照明装置なし</td><td rowspan="3">表示面積
5 ㎡ごとにつき</td><td>1,300 円</td><td rowspan="3">3 年以内
(※1)</td><td rowspan="2">・土地に固定して設置するもの
・建物その他の工作物又はこれら以外の物件に装置するもの
・これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>照明装置あり</td><td>1,900 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電光板</td><td>1,900 円</td><td>・電球を使用して広告文字を移動させるもの
・図形を変化させるもの
・デジタルサイネージ</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告網
広告幕　など</td><td>1枚につき</td><td>700 円</td><td>1年以内</td><td>建物その他の工作物又はこれらの物件に懸垂し、又は添加するもの等</td></tr>
</table>

申請する広告物が自家用広告物(※2)である場合は、その申請する広告物の合計表示面積から 10 ㎡を差し引いてから、本表により手数料の算定をします。

※1 広告内容を定期的に変更するものは、許可期間が 1 年以内となります

広告物の設置者(広告主)が変わらず、広告の盤面を1年以内に取り換えていくもの(映画館の広告、ポスター掲示板、新商品等の発売ごとに盤面の変わる広告など)及び電光板や映像を利用した広告物でその図柄や映像のパターンを1年以内に変更するものをいいます。

※2 自家用広告物

自己の住所地において自分の名前や住所を表示する広告物をいいます。また、自己の事務所、営業所、店舗等やその敷地内で、これらの名称、内容、商標、販売する商品名、所在地などを表示する広告も「自家用広告物」となります。

6. 屋外広告物を掲出できない区域、場所があります（禁止区域）

●第1種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域（道路敷地は除く）
●風致地区の全域（対象の地区により掲出可能な区域や掲出可能となる基準があります）
●道路沿線（高速道路やミュンヘン大橋周辺など）、鉄道沿線の区域　など
●「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」は、市内すべての道路が禁止区域です。
●また、札幌駅前通（北 5 条～南 4 条）及び大通（西1丁目～西 13 丁目）に面する地域は、道路以外も「はり紙」「はり札」「立看板」の禁止区域です。

7. 許可を受ける必要のない屋外広告物があります

●自家用広告物で表示面積（広告物が2つ以上ある場合はその合計面積）が 10 ㎡以下で、かつ、高さが 20mを超えないもの。ただし、禁止区域内は広告物の上端までの高さが 10mを超えないもので、かつ、電光板、ネオン、点滅する照明及び回転灯などの使用は不可
●自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき掲出する広告物で、合計表示面積が 3 ㎡以下のもの　など

8. 屋外広告物の種類と設置基準

下記は、「第1種地域」（一般的な市街地）における基準です。地域によって基準が異なります。また、広告幕や車体利用広告などについても基準が設定されています。

●屋上広告物

建築物の屋上に表示され、又は設置されている広告物

・1基当たりの合計表示面積が 300 ㎡以下で、1面当たりの表示面積が 100㎡以下
・設置した屋上を構成する外壁を超えて設置しないこと
・同一方向に 2 個以上設置しないこと
・高さが地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの 3分の 2 以下で、かつ、20m 以下　など

●壁面広告物

突出広告物を除き、建築物又は工作物の壁面に表示され、又は設置される広告物（直接塗装したもの、切り文字、ネオン等含む）

・1壁面における合計表示面積がその壁面の面積の 3 分の1以下、かつ、50 ㎡以下
・同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を 2 個以上設置しないこと
・広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えないこと
・広告物等が建築物の窓又は開口部をそれぞれ 3 分の 2 以上ふさがないこと
・取り付け壁面からの出幅が 1m 以下　など

●突出広告物

建築物等の壁面から突き出して設置される広告物

・1基当たりの合計表示面積が 40(50)㎡以下で、1面当たりの表示面積が 20（25）㎡以下（カッコ内は集合広告の場合の基準）
・取り付け壁面からの出幅が 1.5m 以下
・設置する壁面の上下端を超えないこと
・道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たもの　など

●地上広告物

地上に固定して設置される広告物

・1基当たりの合計表示面積が 150 ㎡以下で、1面当たりの表示面積が 75 ㎡以下
・高さが 20m 以下
・道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たもの
・地中に基礎を設けた堅牢なものであること
など

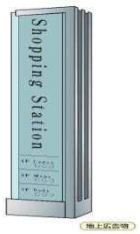

「すすきの地区」は広告物活用地区です⇒広告物の規制を緩和しています

南 4 条～南 7 条の西 2 丁目～西 7 丁目（道路敷地含む）及び、それらの区域の境界から 30 メートルまでの区域
（札幌市地図情報サービスにて、区域図をご確認いただけます）

屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、地上広告物…構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないもの
⇒大きさ、高さに係る規制はなし

その他の広告物…第1種地域における設置基準と同じ

屋外広告物の掲出には許可申請が必要です。

そもそも屋外広告物とは？

「1. 屋外広告物とは（定義）」へ

なぜ許可申請が必要？

「2. 屋外広告物の掲出には許可が必要です」へ

どのように申請する？

「3. 屋外広告物許可申請の流れ」、「4. 屋外広告物には管理者・点検者が必要です」へ

料金はかかる？

「5. 屋外広告物許可申請の手数料及び許可期間（抜粋）」へ

広告物を出せない場所は？

「6. 屋外広告物を掲出できない区域、場所があります（禁止区域）」へ

すべて許可申請が必要？

「7. 許可を受ける必要のない屋外広告物があります」へ

大きさなど基準はある？

「8. 屋外広告物の種類と設置基準」へ

詳細は、次のページ以降をご覧ください。

本紙掲載内容は代表例の紹介です。詳しくはこちらでご確認ください。

●札幌市屋外広告物のページ　URL: http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/

●札幌市地図情報サービス　URL：http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html
（広告物設置場所ごとに、設置基準をご確認いただくことができます）

●許可申請についてのご相談（各区土木センター）

・ 中央区土木センター　TEL614-1800 (中)北 12条西 23丁目 S.D.C.北12条ビル

・ 南区土木センター　TEL581-3811 (南)南 31 条西 8 丁目

●本パンフレットのお問い合わせ：札幌市役所建設局道路管理課　TEL211-2452
(中)北1条西 2 丁目　札幌市役所6階　E-mail:oku-kokoku@city.sapporo.jp

各種 QR コード

屋外広告物のページ

地図情報サービス

（様式ａ－２）

広 報 資 料 配 布 報 告 書

令和７年度道路占用物件・屋外広告物適正化業務において，下記のとおり広報資料を配布しましたので報告します。

記

資　料	・道路占用物件及び屋外広告物適正化事業の実施について(お願い) ・道路上に物件を設置する場合は「道路占用許可」が必要です！！ ・屋外広告物の掲出には許可申請が必要です。	
配布した時期 ま　た　は　期　間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日	
配　布　し　た　数　量	枚	枚
配　布　し　た　地　域		
配　布　に　当　た　っ　て 気　の　つ　い　た　こ　と		

報告年月日　　令和　　年　　月　　日

（様式ａ－３）

調 査 物 件 措 置 分 類 調 書（ビル No－ ）

道路占用	既許可	申請不一致			無許可			合計物件数	屋外広告申請も必要な物
			基準内	基準外		基準内	基準外		
突出看板		0			0			0	
フラッグ		0			0			0	
広告板（壁面広告）		0			0			0	
可動看板（地上広告）		0			0			0	
店頭標識（路上・上空）		0			0			0	
投光器		0			0			0	
日よけ		0			0			0	
その他 （仕様書別表1の⑻～⑭の総数）		0			0			0	
合計		0			0			0	

屋外広告（要申請）	適用物件（要許可申請）							適用除外（許可不要）	合計物件数	道路占用申請も必要な物
	既許可	申請不一致			無許可					
			基準内	基準外		基準内	基準外			
突出広告		0			0				0	
壁面広告（広告板）		0			0				0	
地上広告（可動看板）		0			0				0	
屋上広告		0			0				0	
その他		0			0				0	
合計		0			0				0	

(様式ａ－４)

占用・屋外掲出物件個別台帳

建物番号　　番　個別番号　　番
調査日　令和　年　月　日

所有者	氏　名		TEL
	住　所		
設置場所	所在地		
	路線名	①　線　路線番号(　)　歩道幅員＿＿m　②　線　路線番号(　)歩道幅員＿＿m	

建物情報	北　面	西　面	南　面	東　面
壁面面積	㎡	㎡	㎡	㎡
建物高さ	㎡	㎡	㎡	㎡

道路占用	No.	種類	縦	横(出幅)	基数	面数	面積	地上高(路面～最下部)	路線名	適合判定	許可状況	写真No.
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
	12											
	13											
	14											

屋外広告物	No.	種類	縦	横	面数	基数	面積	高さ(屋上広告)	照明	適合判定	許可状況	写真No.
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
	12											
	13											
	14											

○別添資料

個別番号　　番

【枠線による区分について】

⑴　物件の区分 …_写真（物件周囲）の枠線の色により、道路占用物件と屋外広告物を区分して表示する。

青線 → 道路占用物件　　赤線 → 屋外広告物　　緑線 → 道路占用物件かつ屋外広告物

⑵　対応の要否 … 物件詳細（吹き出し）の枠線の色により、手続きの要否等を区分して表示する。

青線 → 要手続き（道路占用）　赤線 → 要手続き（屋外広告物）　**黒線** → 手続不要

〔 ※「要手続き」… 許可申請を要するもの、改修・撤去を要するもの 等　　「手続不要」… 許可済み、適用除外 等 〕

掲出看板　写真･規模等詳細図　（申請用）	
①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧

（様式ａ－５）

建物番号　　番

占 用 ・ 屋 外 掲 出 物 件 建 物 別 台 帳

調査日　令和　　年　　月　　日

設置場所	建 物 名							
	所 在 地							
所有者	所 有 者				TEL			
	所 有 者 住 所							
建物情報		東　面	西　面	南　面	北　面	テナント状況	掲出店舗	店
	壁 面 面 積	㎡	㎡	㎡	㎡		屋外広告申請不要	店
	建 物 高 さ	m	m	m	㎡			

道路占用	既許可	申請不一致	申請不一致 基準内	申請不一致 基準外	無許可	無許可 基準内	無許可 基準外	合計物件数	屋外広告申請も必要な物
突出看板		0			0			0	
フラッグ		0			0			0	
広告板（壁面広告）		0			0			0	
可動看板（地上広告）		0			0			0	
店頭標識（路上・上空）		0			0			0	
投光器		0			0			0	
日よけ		0			0			0	
その他 （仕様書別表1の⑻～⑭の総数）		0			0			0	
合計		0			0			0	

屋外広告（要申請）	適用物件（要許可申請）							適用除外（許可不要）	合計物件数	道路占用申請も必要な物
	既許可	申請不一致	申請不一致 基準内	申請不一致 基準外	無許可	無許可 基準内	無許可 基準外			
突出広告		0			0				0	
壁面広告（広告板）		0			0				0	
地上広告（可動看板）		0			0				0	
屋上広告		0			0				0	
その他		0			0				0	
合計		0			0				0	

	（　） 面	（　） 面
現地写真		
	（　） 面	所在地図
現地写真		

道路占用物件一覧（※ ソートキーは1　種類、2　個別番号、3　No.の順）

種類	個別番号	No.	適合判定	許可状況	写真No.

屋外広告物件一覧（※ ソートキーは1　種類、2　個別番号、3　No.の順）

種類	個別番号	No.	面積	適合判定	許可状況	写真No.

（様式ｂ－１－１）

個別番号　　番

札中央維第　　号

令和　　年（20　　年）　　月　　日

○○○○○○○　　様

道路管理者　　札幌市長　秋元 克広

道路占用物件の許可申請又は改修･撤去について

日頃より札幌市の道路行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

札幌市では、市道（道道）の道路区域上に突き出して設置している看板類（道路占用物件）の適正化を図るため、許可を得ることなくこれらを設置している方に対し、道路占用許可申請又は改修・撤去等の指導を行っております。

先に行った調査の結果、貴社が所有（管理）する別添の物件については、道路占用許可を受けておりませんので、下記の対応をしていただくようお願いいたします。

記

対応	設置物件（別添資料参照）
札幌市道路占用許可基準を満たしていますので、道路占用許可の申請をしてください。	道路№○
札幌市道路占用許可基準を満たさない物件ですので、対象物件を速やかに撤去するか、又は改修のうえ道路占用の許可申請をしてください。	
道路法上、許可できない物件ですので、速やかに道路敷地外へ撤去してください。	
※右の物件は許可済みのため、申請の必要はありません。	

・占用場所：札幌市中央区

・対応期限：令和　　年　　月　　日（期限までに対応できない場合は下記担当までご相談ください）

※　道路法第32条に規定する道路占用許可を得ないで道路を占用したときは、違反行為となります。

※　道路占用の許可基準及び占用料等については、本市HP又は別途パンフレットをご覧ください。

※　別添の資料は、屋外広告物の許可申請、改修･撤去に関する指導の資料も兼ねています。

※　撤去、改修済みなど、行き違いになった場合はご容赦ください。

※　申請手続についてご不明な点がありましたら、下記担当課までお問い合わせください。

担当課：札幌市中央区土木部維持管理課

TEL：011-614-1800

（様式ｂ－１－２）

個別番号　　番

札中央維第　　号

令和　　年（20　　年）　　月　　日

○○○○○○○　　様

札幌市長　秋元 克広

屋外広告物の許可申請又は改修･撤去について

日頃より札幌市の屋外広告物行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

札幌市では、屋外広告物の適正化を図るため、許可を得ることなく一定面積以上の屋外広告物を設置している方に対し、屋外広告物の許可申請又は改修・撤去等の指導を行っております。

先に行った調査の結果、貴社が所有（管理）する別添の物件については、屋外広告物の許可を受けておりませんので、下記の対応をしていただくようお願いいたします。

記

対応	設置物件（別添資料参照）
札幌市の屋外広告物の許可基準を満たしていますので、屋外広告物の許可申請をしてください。	屋外№.○～№.○
屋外広告物条例上、許可できない物件ですので、速やかに撤去してください。	
※右の物件は許可済みのため、申請の必要はありません。	

- 設置場所：札幌市中央区
- 対応期限：令和　　年　　月　　日（期限までに対応できない場合は下記担当までご相談ください）

※　札幌市屋外広告物条例に基づく許可を得ないで広告物を設置したときは、違反行為となります。

※　屋外広告物の許可基準及び手数料等については、本市HP又は別途パンフレットをご覧くださ

※　別添の資料は、道路占用の許可申請、改修･撤去に関する指導の資料も兼ねています。

※　撤去、改修済みなど、行き違いになった場合はご容赦ください。

※　申請手続についてご不明な点がありましたら、下記担当課までお問い合わせください。

担当課：札幌市中央区土木部維持管理課

℡：011-614-1800

（様式ｂ－１－３）

個別番号

札中央維第　　号
令和　　年（20　年）　月　　日

住　所
氏　名　　様

道路管理者
札幌市長　　秋元　克広

注　　意　　書

あなたが、下記場所の道路上で行っている　　は、道路法第32条第１項若しくは同法第43条又はその両方の規定に違反しており、道路管理上支障となっているので、ただちにその行為を中止するとともに、道路上の物件を取り除いて下さい。

なお、引き続きその行為を続けた場合には、同法第102条の規定により処罰されることがあります。

記

１　路線名　　道　　線

２　除却すべき物件

(1) 所在地　　札幌市中央区

(2) 種類・構造等

(3) 占拠面積

(4) その他

３　違反の状況

４　発生日時　　年　　月　　日　午前／午後　　時

（様式ｂ－１－６）

個別番号

札厚維第　　号
令和　　年（20　年）　月　　日

住　所
氏　名　　様

道路管理者
札幌市長　　秋元　克広

注　　意　　書

あなたが、下記場所の道路上で行っている　　は、道路法第32条第１項若しくは同法第43条又はその両方の規定に違反しており、道路管理上支障となっているので、ただちにその行為を中止するとともに、道路上の物件を取り除いて下さい。

なお、引き続きその行為を続けた場合には、同法第102条の規定により処罰されることがあります。

記

１　路線名　　道　　線

２　除却すべき物件

(1) 所在地　　札幌市厚別区

(2) 種類・構造等

(3) 占拠面積

(4) その他

３　違反の状況

４　発生日時　　年　　月　　日　午前／午後　　時

（様式ｂ－１－４）

個別番号　　番

札厚維第　　号

令和　　年（20　　年）　　月　　日

○○○○○○○　　様

道路管理者　　札幌市長　秋元 克広

道路占用物件の許可申請又は改修･撤去について

日頃より札幌市の道路行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

札幌市では、市道（道道）の道路区域上に突き出して設置している看板類（道路占用物件）の適正化を図るため、許可を得ることなくこれらを設置している方に対し、道路占用許可申請又は改修・撤去等の指導を行っております。

先に行った調査の結果、貴社が所有（管理）する別添の物件については、道路占用許可を受けておりませんので、下記の対応をしていただくようお願いいたします。

記

対応	設置物件（別添資料参照）
札幌市道路占用許可基準を満たしていますので、道路占用の許可申請をしてください。	道路№○
札幌市道路占用許可基準を満たさない物件ですので、対象物件を速やかに撤去するか、又は改修のうえ道路占用の許可申請をしてください。	
道路法上、許可できない物件ですので、速やかに道路敷地外へ撤去してください。	
※右の物件は許可済みのため、申請の必要はありません。	

・占用場所：札幌市厚別区

・対応期限：令和　　年　　月　　日（期限までに対応できない場合は下記担当までご相談ください）

※　道路法第32条に規定する道路占用許可を得ないで道路を占用したときは、違反行為となりま

※　道路占用の許可基準及び占用料等については、本市HP又は別途パンフレットをご覧ください。

※　別添の資料は、屋外広告物の許可申請、改修･撤去に関する指導の資料も兼ねています。

※　撤去、改修済みなど、行き違いになった場合はご容赦ください。

※　申請手続についてご不明な点がありましたら、下記担当課までお問い合わせください。

担当課：札幌市厚別区土木部維持管理課

℡：011-897-3800

（様式ｂ－１－５）

個別番号　　番

札厚維第　　号

令和　　年（20　　年）　　月　　日

○○○○○○○　　様

札幌市長　秋元 克広

屋外広告物の許可申請又は改修･撤去について

日頃より札幌市の屋外広告物行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

札幌市では、屋外広告物の適正化を図るため、許可を得ることなく一定面積以上の屋外広告物を設置している方に対し、屋外広告物の許可申請又は改修・撤去等の指導を行っております。

先に行った調査の結果、貴社が所有（管理）する別添の物件については、屋外広告物の許可を受けておりませんので、下記の対応をしていただくようお願いいたします。

記

対応	設置物件（別添資料参照）
札幌市の屋外広告物の許可基準を満たしていますので、屋外広告物の許可申請をしてください。	屋外№.○～№.○
屋外広告物条例上、許可できない物件ですので、速やかに撤去してください。	
※右の物件は許可済みのため、申請の必要はありません。	

- 設置場所：札幌市厚別区
- 対応期限：令和　　年　　月　　日（期限までに対応できない場合は下記担当までご相談ください）

※　札幌市屋外広告物条例に基づく許可を得ないで広告物を設置したときは、違反行為となります。

※　屋外広告物の許可基準及び手数料等については、本市HP又は別途パンフレットをご覧ください。

※　別添の資料は、道路占用の許可申請、改修･撤去に関する指導の資料も兼ねています。

※　撤去、改修済みなど、行き違いになった場合はご容赦ください。

※　申請手続についてご不明な点がありましたら、下記担当課までお問い合わせください。

担当課：札幌市厚別区土木部維持管理課

℡：011-897-3800

(様式ｂ－２－１)

道路占用 許可申請 / 協議 書

新規	更新	変更	(番号　　)
			年　月　日

令和　　年　月　日

令和　　年　月　日決裁

	課長	係長	係
維持管理課			
管理担当課			

別添 申請/協議 に基づき、本件を 許可/回答 することにいたしたい

警察協議発送	令和　　年　月　日
許可日	令和　　年　月　日

〒
住所
申請者

氏名
(担当者・TEL　　)

(申請者と異なる場合のみ記入して下さい。)

施工者 住所 〒

氏名
(担当者・TEL　　)

道路法 第32条/第35条 の規定により 許可を申請/協議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名	路線番号(　　)	車道・歩道・その他		
	場所	区			
占用物件	名称	規模	数量		
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり		
占用の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間		占用物件の構造	別紙のとおり	
工事の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間		工事実施の方法	機械掘、 手掘 その他(　　)	
道路の復旧方法	原形のとおり復旧します。		添付書類	位置図、 平面図、 断面図、 求積図 交通安全対策図、 その他(　　)	

掘削面積	舗装種別	延長(m)	掘削幅(m)	面積(㎡)
	舗車道			
	舗車道			
	舗車道			
	舗車道			

掘削面積	舗装種別	延長(m)	掘削幅(m)	面積(㎡)
	舗歩道			
	砂利道			
道路幅員	(現況)車道　　m、歩道　　m			

受付印	

占用料 占用調査費 査定欄	級地	

様式ｂ－２－１

道路占用 許可申請 協議 書

道路占用許可申請書　記載要領

新規	更新	変更	（番号　　） 年　月　日

令和　＊年　＊月　＊日

〒　***-****
住所　札幌市**区*********
申請者　株式会社　********
氏名　代表取締役　********
（担当者・TEL　011-***-****　）

（申請者と異なる場合のみ記入して下さい。）
施工者 住所 〒
氏名
（担当者・TEL　　）

令和　年　月　日決裁

維持管理課	課長	係長	係
管理担当課			

別添 申請 協議 に基づき、本件を 許可 回答 することにいたしたい

警察協議発送	令和　年　月　日
許可日	令和　年　月　日

道路法　第32条 第35条　の規定により　許可を申請 協議　します。

占用の目的	看板類の設置のため							
占用の場所	路線名	路線番号（　）	車道・歩道・その他					
	場所	** 区 *********						
占用物件	名称	規模	数量					
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり					
占用の期間	令和 5 年　月　日から 令和 6 年 3 月 31 日まで　間			占用物件の構造	別紙のとおり			
工事の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間			工事実施の方法	機械掘、 手掘 その他（　）			
道路の復旧方法	原形のとおり復旧します。			添付書類	位置図、 平面図、 断面図、 求積図 交通安全対策図、 その他（　）			

掘削面積	舗装種別	延長（m）	掘削幅（m）	面積（㎡）
	舗車道			
	舗車道			
	舗車道			
	舗車道			

掘削面積	舗装種別	延長（m）	掘削幅（m）	面積（㎡）
	舗歩道			
	砂利道			
道路幅員	（現況）車道　m,歩道　m			

受付印	

占用料 占用調査費 査定欄	級地	

（様式ｂ－２－２）

屋外広告物許可申請書(新規・継続)

年　月　日

(あて先)札幌市長

設置者　住　所(所在地)

氏　名(名称、代表者)

電　話　(　)

札幌市屋外広告物条例第３条第１項(第４項)の規定により下記のとおり申請します。

表示又は設置場所(移動するものはその範囲)	札幌市　区	広告物の用途別区分	・自家用広告物 ・案内誘導広告物 ・その他
地域区分	第１種地域　第２種地域　第３種地域		
既設広告物の有無	有(種別　)・無	道路占用許可の有無	有・無
取付壁面の面積	m²	設置する箇所の建築物の高さ	m

表示面積等		広告物の種類	照明	縦	横	面数	基数	面積	高さ等	数量
	1		有・無	m	m	面	基	m²	m	基
	2		有・無	m	m	面	基	m²	m	
	3		有・無	m	m	面	基	m²	m	合計面積
	4		有・無	m	m	面	基	m²	m	m²
	5		有・無	m	m	面	基	m²	m	

別紙写真のとおり

注　上記の高さ等の欄には、次の高さを記入すること。
(1)　突出広告物及び電柱広告物は、地上から広告物の下端までの高さ
(2)　アドバルーン広告は、係留地点から気球までの高さ
(3)　屋上広告物、地上広告物、柱状広告物及び立看板は、広告物(掲出する物件を含む。)の高さ

しゅん功年月日	年　月　日	許可を受ける期間	年　月　日から 年　月　日まで	既許可番号	
管理者住所氏名		資格を有する従業員の氏名(法人の場合)	①		
資格名称			②		
工事施工者住所氏名				屋外広告業登録番号	
広告意匠設計者住所氏名				屋外広告業登録番号	
添付書類等(新規・変更時)	□付近見取図、□仕様書・図面(形状・寸法・材料等に関するもの)、□土地使用承諾書(契約書)、 □確認申請(写)、□表示方法図(意匠・色彩・照明・音響等に関するもの)、□その他(　)				

算定欄	許可手数料	受付印

課長	係長	係	現地調査		許可年月日
			月　日		年　月　日
本件許可してよろしいか伺います。				合計　円	

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式１（正）　　**屋外広告物許可申請書　記載要領**　　様式ｂ－２－２

屋外広告物許可申請書(新規・継続)

年　月　日

(あて先)札幌市長

設置者　住　所(所在地)
　　氏　名(名称、代表者)
　　電　話　　(　　)

札幌市屋外広告物条例第３条第１項(第４項)の規定により下記のとおり申請します。

表示又は設置場所(移動するものはその範囲)	札幌市　　区	広告物の用途別区分	・自家用広告物 ・案内誘導広告物 ・そ　の　他
地　域　区　分	第１種地域　　第２種地域　　第３種地域		
既設広告物の有無	有(種別　　)・無	道路占用許可の有無	有　・　無
取付壁面の面積	m²	設置する箇所の建築物の高さ	m

表示面積等		広告物の種類	照明	縦	横	面数	基数	面積	高さ等	数量
	1		有・無	m	m					基
	2									
	3									
	4		有・無	m	m					m²
	5		有・無	m	m	面	基	m²	m	

別紙写真のとおり

別紙 A3 カラーの写真を、注意事項のとおり修正・追記の上添付してください。

注　上記の高さ等の欄には、次の高さを記入すること。
(1)　突出広告物及び電柱広告物は、地上から広告物の下端までの高さ
(2)　アドバルーン広告は、係留地点から気球までの高さ
(3)　屋上広告物、地上広告物、柱状広告物及び立看板は、広告物(掲出する物件を含む。)の高さ

しゅん功年月日	年　月　日	許可を受ける期間	年　月　日から 年　月　日まで	既許可番号

管理者住所氏名		資格を有する従業員の氏名(法人の場合)	①
資格名称			②

工事施工者住所氏名		屋外広告業登録	
広告意匠設計者住所氏名		屋外広告業登録	

手引きにより定めた管理者の住所・氏名・押印をしてください。また、有資格者がいる場合は、当該資格者の氏名・資格名称を記入の上、資格証書の写し等を添付してください。

添付書類等(新規・変更時)	□付近見取図、□仕様書・図面(形状・寸法・材料等に関するもの)、□ □・音響等に関するも

わかる場合のみ記入してください

許可手数料算定欄					
課　長	係　長	係	現地調査		
			月／日		
本件許可してよろしいか伺います。				合計　　円	許可年月日 年　月　日

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式ｂ－３)

戸 別 説 明 記 録 簿

物件番号		物件名	(他　　件)	路線名	線
占用場所					
占用者名					
説明及び相手方の意見等					
第　回	説明日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分		方　　法	訪問・電話
説明者		相手方		配布資料	指導書・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ

説 明 要 旨	相手方の回答・意見等

(様式ｂ－３)

戸 別 説 明 記 録 簿

第　回	説明日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分		方　　法	訪問・電話
説明者		相手方		配布資料	指導書・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ
説 明 要 旨			相手方の回答・意見等		

第　回	説明日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分		方　　法	訪問・電話
説明者		相手方		配布資料	指導書・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ
説 明 要 旨			相手方の回答・意見等		

（様式ｂ－４）

令和　　年度　　占用物件個人別調書

区画＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　No.＿＿＿＿＿＿＿＿

個別番号	占用場所 （住所）	氏名	物件名	表示内容	許可年月日 許可番号	指導内容 申請指導	改修指導	撤去指導	その他	違反広告物確認 年月日 適正化年月日 （許可・撤去等）	戸別訪問 回	年月日	備考
					・・ 第　号					・・ ・・	1 2 3	・・ ・・ ・・	
					・・ 第　号					・・ ・・	1 2 3	・・ ・・ ・・	
					・・ 第　号					・・ ・・	1 2 3	・・ ・・ ・・	
					・・ 第　号					・・ ・・	1 2 3	・・ ・・ ・・	
					・・ 第　号					・・ ・・	1 2 3	・・ ・・ ・・	
					・・ 第　号					・・ ・・	1 2 3	・・ ・・ ・・	
					・・ 第　号					・・ ・・	1 2 3	・・ ・・ ・・	
					・・ 第　号					・・ ・・	1 2 3	・・ ・・ ・・	
					・・ 第　号					・・ ・・	1 2 3	・・ ・・ ・・	
					・・ 第　号					・・ ・・	1 2 3	・・ ・・ ・・	

（様式ｂ－５）

令和　　年度　　屋外広告物個人別調書

区画＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　No.＿＿＿＿＿＿＿＿

個別番号	表示場所（住所）	氏名	物件名	表示内容	許可年月日 許可番号	指導内容				違反広告物確認年月日 適正化年月日（許可・撤去等）	戸別訪問		備考
						申請指導	改修指導	撤去指導	その他		回	年月日	
					・ ・ 第　号					・ ・	1	・ ・	
										・ ・	2	・ ・	
											3	・ ・	
					・ ・ 第　号					・ ・	1	・ ・	
										・ ・	2	・ ・	
											3	・ ・	
					・ ・ 第　号					・ ・	1	・ ・	
										・ ・	2	・ ・	
											3	・ ・	
					・ ・ 第　号					・ ・	1	・ ・	
										・ ・	2	・ ・	
											3	・ ・	
					・ ・ 第　号					・ ・	1	・ ・	
										・ ・	2	・ ・	
											3	・ ・	
					・ ・ 第　号					・ ・	1	・ ・	
										・ ・	2	・ ・	
											3	・ ・	
					・ ・ 第　号					・ ・	1	・ ・	
										・ ・	2	・ ・	
											3	・ ・	
					・ ・ 第　号					・ ・	1	・ ・	
										・ ・	2	・ ・	
											3	・ ・	
					・ ・ 第　号					・ ・	1	・ ・	
										・ ・	2	・ ・	
											3	・ ・	
					・ ・ 第　号					・ ・	1	・ ・	
										・ ・	2	・ ・	
											3	・ ・	

(様式ｃ)

令和　年度　道路占用物件・屋外広告物適正化業務完了報告書

路線名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　年　月　日

区分	物件	調査件数 既許可 適合A	既許可 要措置B	既許可 計C	未許可 許可可能	未許可 要撤去	未許可 許可不要	未許可 計D	その他E	調査総件数(C+D+E)	指導対象件数(B+D) F	適正化件数 許可	撤去	その他	計G	適正化未了件数 許可可能	要撤去	その他	計H	適正化率 G/F
道路占用	突出看板			0				0		0	0				0				0	－
	フラッグ			0				0		0	0				0				0	－
	広告板			0				0		0	0				0				0	－
	可動看板			0				0		0	0				0				0	－
	店頭標識(路上・上空)			0				0		0	0				0				0	－
	投光器			0				0		0	0				0				0	－
	日よけ			0				0		0	0				0				0	－
	その他(仕様書別表1の⑻～⒁の総数)			0				0		0	0				0				0	－
屋外広告	突出広告			0				0		0	0				0				0	－
	壁面広告			0				0		0	0				0				0	－
	地上広告			0				0		0	0				0				0	－
	屋上広告			0				0		0	0				0				0	－
	可動看板			0				0		0	0				0				0	－
	その他			0				0		0	0				0				0	－
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－